

仕 様 書

1. 件 名

世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託（単価契約）

2. 目 的

本契約は、世田谷区一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」に向け、世田谷区（以下「区」という。）が収集した不燃ごみ全量を資源として効率的に循環させるために資源化処理を行うことを目的とする。

3. 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（1 2 か月）

4. 履行場所

受託者施設

5. 搬入日時

受託者施設への不燃ごみ搬入時間については、「3. 履行期間」に定める期間中の日曜日及び毎月 2 9 ～ 3 1 日（1 2 月は 3 1 日）、年始を除く午前 8 時から午後 4 時までとする。ただし、区と受託者で協議の上、予定する日時以外に搬入することがある。

6. 搬入方法

区が収集した不燃ごみを区の不燃ごみ中継所にて大型コンテナ車（1 9 . 0 m³）に積み替え、1 日 4 ～ 6 回程度、受託者施設に搬入する。原則、混載での搬入とするが、区に対し事前の処理や配慮を求める品目については区と受託者で協議の上、搬入方法を決定する。

※搬入方法に変更が生じる場合は、区から受託者へ事前に通知を行う。

7. 受託条件

- （1）区が搬入する不燃ごみ全量を、受託者自らの保有する処理施設において適正に計量、保管、資源化処理ができること。
- （2）別紙「不燃ごみに含まれる主要品目」に記載の品目について、本契約において受け入れ及び資源化処理が可能であること。
- （3）資源化処理後、国内で循環させるための安定的なルートを有していること。
- （4）本事業を履行する上で必要な施設、機材等を有していること。
 - ①処理の種類「破砕」が可能であること。
 - ②「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の処理が可能であること。
 - ③1 日平均 1 4 t 程度を処理可能であること。

(5) 受入施設が希望丘中継所（世田谷区船橋7丁目21-15）から最短道路距離で30km以内かつ東京23区内に所在すること。

8. 予定数量

不燃ごみ 約4,100t（日量平均 約14t）

※数量に増減が生じた場合も、受託者は異議無く引き取ること。

9. 履行内容

(1) 区が搬入する不燃ごみ全量を受託者の施設にて引き取り、二度計量を実施し、荷下ろし後の車両に対し搬入量が記載された伝票等を発行すること。また、搬入時は車両の誘導を行い、事故防止に努めること。

(2) 区から引き取った不燃ごみは適切に資源化处理を行い、再資源化を行う事業者に引き渡しを行うこと。また、不燃ごみに混入した可燃物等についても本委託業務の趣旨を鑑み、可能な限り資源化を行うこと。

※区の不燃ごみに該当しない資源化不適物が搬入された場合は、区と受託者で協議の上、対応を決定する。

(3) 区から引き取った不燃ごみについて、「12.完了届（2）①～③」に記載の資料を作成し、区に報告を行うこと。

10. 事前提出資料

受託者は、本業務を行うに際して、以下の必要書類を提出すること。また、履行期間中に内容の変更が生じる場合は、区に対し事前に届け出ること。

(1) 業務着手届

(2) 業務責任者通知書

(3) 受入施設概要（名称、所在地、処理能力が記載されたもの）

(4) 廃棄物処理業の許可が確認できる許可証など

(5) 資源化物の引き渡し先が確認できる資源化フロー図や計画書など

(6) 設備故障等の緊急時の搬入方法や受託者の体制が確認できる資料

11. 契約形態

本契約は、「8. 予定数量」に記載の予定数量1kgあたりの処理単価を定めることによる単価契約とし、履行の数量については事前に指示することができないため、「12.完了届」に記載の作業報告を区が承認することをもって数量を確定し、区は契約単価に指示数量を乗じた金額を支払うこととする。なお、1kg未満は切り捨てとする。

12. 完了届

(1) 受託者は、毎月の業務終了後、直ちに区の指定様式により完了届を区担当課へ提出すること。

(2) 毎月の業務終了後、(1)のほか、翌月20日までに以下の書類を区に提出すること。なお、20日が閉庁日の場合は翌開庁日までに提出し、3月は作業完了後直ちに提出すること。

①作業月報

作業日ごとに以下の項目が確認できるよう記載すること。

- ・受入量(kg表記とする)
- ・搬入回数
- ・搬入時刻

②当該月分の計量伝票

③当該月分の資源化物の品目別数量報告書

13. 支払方法

検査合格後、月ごとの請求に基づき支払う。(12回)

14. 立入検査

区は、受託者に対して、業務の履行状況について、予告なく立入検査を実施することができ、受託者はこれを拒んではならない。また、区が同伴してきた者に対しても同様に受入れること。

15. 禁止事項

受託者は、契約の履行に際して次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 区が搬入した不燃ごみを持ち出し、または他の用途に使用すること、並びにそのような行為に協力及び黙認をしてはならない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 搬入量、搬入時間、搬入物の種類や数量の改ざん等、虚偽の報告をしてはならない。
- (3) 本業務中に知り得た事項を区の許可なく公表し、または、利用してはならない。
なお、本契約終了後についても同様とする。
- (4) その他、区が禁止した行為を行うこと。

16. 安全管理

- (1) 受託者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全措置を十分に講じること。また、万が一業務の履行に際して事故が発生した場合は、直ちに区に報告すること。
- (2) 受託者は、業務の履行に際して受託者の責めに帰すべき理由により、区または第三者に損害を与えた場合、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により事故が発生した場合、区は一切の責任を負わないものとする。

17. その他

- (1) 受託者は本委託業務を履行するにあたっては、関係法令（環境基準・法令、労働基準法）等を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり懷疑が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、区と受託者で協議の上、これを決定すること。

18. 担当

世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当

【連絡先】

電 話：03-6304-3297

FAX：03-6304-3341